紀の川市狩猟免許等取得支援補助金交付要綱

令和８年９月７日
告示第１４１号

（趣旨）

第１条　この告示は、野生鳥獣による農林作物等の被害を防除するため、野生鳥獣の捕獲に従事しようとする者が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第３９条第３項に規定するわな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許（以下「狩猟免許」という。）の取得等に要する経費を補助することを目的として、予算の範囲内において紀の川市狩猟免許等取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、紀の川市補助金等交付規則（平成１７年紀の川市規則第４１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）和歌山県で狩猟免許を取得した者

（２）市内に住所を有する者

（３）市税等を滞納していない者

（補助対象事業等）

第３条　補助金の交付の対象となる事業の種別、補助対象経費の内容及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請書）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、紀の川市狩猟免許等取得支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号。以下「申請書」という。）に別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（申請書の提出）

第５条　前条に規定する申請書は、当該年度の１１月１日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第６条　市長は、第４条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、紀の川市狩猟免許等取得支援補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第７条　前条の規定による通知を受けた者は、速やかに紀の川市狩猟免許等取得支援補助金交付請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第８条　市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第３条、第４条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	申請書の添付書類
わな猟免許補助	前年度の１１月１日から１０月２０日までの期間（以下「対象期間」という。）にわな猟免許を取得するための講習会（和歌山県猟友会主催に限る。）に参加し、当該免許試験を受験した場合における、これらに要する経費。 ただし、和歌山県でわな猟免許を新規取得した者に限る。	１０分の１０以内 講習会に参加する経費については、初心者（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第３９条第３項に掲げる免許のいずれも有しない者をいう。以下同じ。）は１０，０００円を、経験者（同項に掲げる免許のいずれかを有する者をいう。以下同じ。）は５，０００円を上限とする。 免許試験を受験する経費については、初心者は５，２００円を、経験者は３，９００円を上限とする。	（１）わな猟免許の取得に係る講習会参加料及び免許試験受験料の領収書の写し （２）狩猟免状の写し
銃猟免許補助	対象期間に第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許（以下「銃猟免許」という。）を取得す	１０分の１０以内 講習会に参加する経費については、初心者は	（１）銃猟免許の取得に係る講習会参加

	るための講習会（和歌山県猟友会主催に限る。）への参加及び当該免許試験の受験並びに猟銃所持許可を受けるための射撃教習への参加（第一種銃猟免許の場合に限る。以下同じ。）をした場合（講習会及び免許試験又は射撃教習のいずれか一方に前々年度の１１月１日から前年度の１０月３１日までの間に参加した場合を含む。）における、これらに要する経費。 なお、射撃教習への参加をした日を含む対象期間に猟銃又は空気銃所持許可（以下「銃所持許可」という。）を得ることができなかった場合は、翌年度の１１月１日までの申請を認めるものとする。 また、前々年度の１０月３１日以前に射撃教習に参加している場合であって、対象期間に第一種銃猟免許を取得するための講習会への参加及び当該免許試験の受験をした場合は、これらに要する経費を補助対象とする。 ただし、銃猟免許及び銃所持許可を新規取得した者であって、銃猟免許又は銃所持許可のうち、取得年月日の新しい物を和歌山県で取得したものに限る。	１０，０００円を、経験者は５，０００円を上限とする。 免許試験を受験する経費については、初心者は５，２００円を、経験者は３，９００円を上限とする。 射撃教習に参加する経費については、３７，０００円を上限とする。	料及び免許試験受験料の領収書の写し （２）狩猟免状の写し （３）射撃教習の受講料の領収書の写し（第一種銃猟免許の場合） （４）猟銃・空気銃所持許可証の写し（第一種銃猟免許の場合） （５）空気銃所持許可証の写し（第二種銃猟免許の場合）